

平成 18 年 No.26

国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程

制定理由

大学における広報を推進するための体制を整備するため、役員会の下に広報戦略室を置くものである。

承認経過

平成 18 年 4 月 5 日 役員会 審議承認

平成 18 年 4 月 5 日 部局長会 審議承認

平成 18 年 4 月 5 日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程を次のように制定する。

平成18年4月6日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成18年規程第17号

国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、広報戦略室を置く。

(業務)

第2条 広報戦略室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の広報戦略の提案に関すること。
- (2) 広報戦略に基づく諸施策の企画・立案に関すること。
- (3) 戦略的広報活動の推進に関すること。
- (4) その他広報活動に関し必要なこと。

(組織)

第3条 広報戦略室は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が委嘱する教員 若干名
- (2) 事務職員 若干名

2 広報戦略室に室長を置き、前項第1号に掲げる者のうちから学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協力者)

第5条 広報戦略室に、広報に関する諸企画の専門的事項を推進するため、必要に応じて協力者を置くことができる。

2 協力者は、広報戦略室の議を経て学長が委嘱する。

(庶務)

第6条 広報戦略室の庶務は、総務部企画課が処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、広報戦略室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 6 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 東京学芸大学広報委員会規程（平成 16 年規程第 51 号）は、廃止する。